

一 改めて四ヶ條の要求を二十八日三崎專務に提出し、回答期限を八月十日とすること

一 右の四ヶ條が拒絶される時は、愈最後の手段に出ること

一 今後の運動資金として一人に付金二圓宛贈金すること

などの數項を滿場一致で可決し、交渉委員に酒井外六名を選挙して大會を了り、演說會に移つてから各自五分間演說し、氣焔を擧げ、『運動は一時的中止であつて終了ではない』旨を述べて午後十時散會した。

是より先き、尼ヶ崎警察署では、沿道各警察の應援を得て大會を煽動する爲め、乗込む形跡のあつた大阪野武士組を喰止めんと英警部指揮の下に、尼ヶ崎大物出屋敷の三停留所に警官數十名を張込ませて居た所へ西部交通組合の尾崎某が下車し、矢庭に警官を突飛して大會々場方面に疾走したので、四五名の警官は之を追跡し、折柄雨中に大格闘を演じ、遂に警察署へ引致せられた。此前後交通組合の植田外一名、電業員組合中村某の三名は、尼ヶ崎署に檢束せられ、取調中であつた。

斯くして二十八日は朝からの出勤者は約二百二十九名を算し、大體に於いて常態に復した。従つて前日まで運轉に従つてゐた監督連は悉く手を引き、驛掌も杭瀬武庫川、今津の四停留所を除く外は全部出勤した。此日従業員側は解雇者の復職、其他の要求書を三崎專務に提出せんとしたが、同日三崎專務の居所を突止める事が出来なかつた爲め、已むなく翌日に延期した。而して午後出勤者は午前と合算して四百六十名に上

り、缺勤者數は僅か六十九名で、全く舊態に復した。

一方大軌京阪南海の三支配人は、廿八日午前十一時から北區堂島の電氣俱樂部に會合し、阪神電車より従業員の罷業に依つて電車運轉不能に陥つた場合は、乗務員の應援補充を受けたいとの申込があつた事に對し、如何にす可きかを協議したが、同日午前出勤率は殆ど平常に復してゐたので、最早此點に關する心配はないだらうと申合せたが、初任者三十五錢の増額は各郊外電車にとつて、勢からぬ影響を受けたもの、如く金森大軌支配人の如きは、廿七日電話で増給發表以前に同業者に内相談をされ、然る後に決定されても遅くはあるまいと、阪神に向けて不平を申込んだ程で、乗務員の増給といふ點には、會社共除程社經を尖らせて居たが、結局初任者の増給をしたゞけでは、この問題を解決することは出来ないのでないから、精勤手当、居残手当、乘車哩數手当、其他の點をもよく各社共に協定相談した上、一方の社で増給したから他の社でも増給する様な競争に陥らぬやうにしやうと申合せ、尙増給に關しては今後同業者の會合を催し、慎重協議したいとの意嚮であつた。

所が二十九日午後三時に至り、南海電車の乗務員住田、徳田の兩名以下三十三名は、堺大濱棧橋に集合し、三十一日夜の魚市をあてこんで會社に對し、給料の値上、退職手当支給規定の改止等の條件を要求す可く、午後非番の乗務員を集めて協議を遂げんとしたが、前記三十五名のみしか集合せず、たま／＼山田運轉係長が内偵に來たので、一同は乗務員で組織せる同志會を二葉會と改稱せんと協議したものだ、と稱し、有耶無耶の裡に午後七